


事業概要

令和5年版

 東京都立荻山実務学校

〒189-0012 東京都東村山市荻山町1-37-1

電話 042 (341) 6011 (代)

FAX 042 (344) 0911

I 施設の概要

1 名称及び所在地

名 称 東京都立萩山実務学校
所 在 地 東京都東村山市萩山町一丁目 37 番 1 号

2 設置主体及び施設種別

設 置 主 体 東京都
根拠及び種別 児童福祉法に基づく児童自立支援施設（児童福祉施設）

3 目的

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

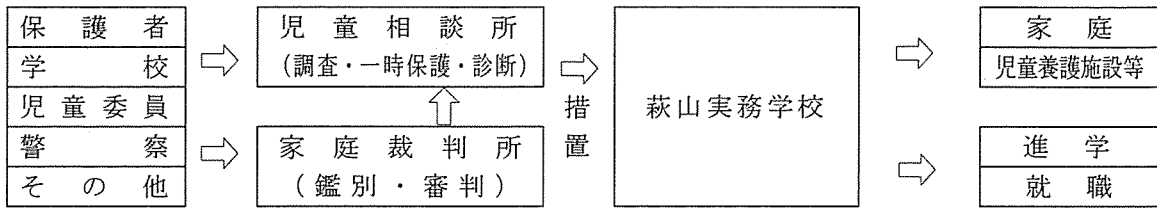
（児童福祉法第 44 条）

〔 他の都立児童自立支援施設：誠明学園（所在地・青梅市、児童定員 132 名）
全 国 の 状 況：施設数 58 か所 〕

4 児童定員

寮の種別	数	対象児童	定員
男子一般寮	6	中学生	120 名 (12 名×10 寮)
女子一般寮	3	中学生	
男子高年齢児寮	1	中卒児、10 月以降入所の中学 3 年生	

5 入退所の経路



6 職員定数及び組織

(1) 職員定数（令和5年4月1日現在）

所属	施設	管 理 課					自立支援課			計
		管 理 職	一 般 事 務	栄 養 士	看 護 師	施 設 調 理	管 理 職	福 祉	心 理	
人員	1	1	5	1	1	2	2	60	1	74

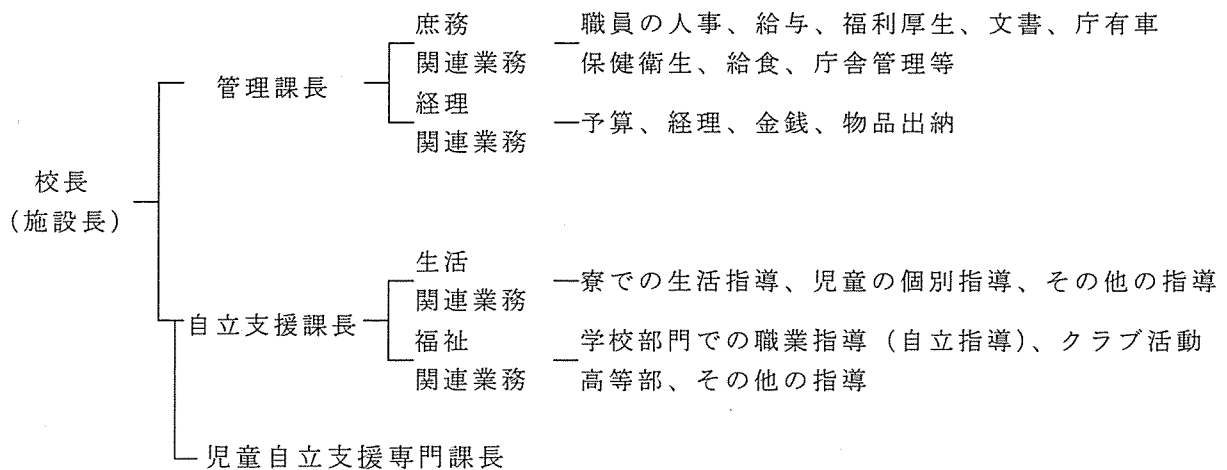
上表のほか、会計年度任用職員等として医師、看護師、心理療法担当、児童自立支援員、児童自立支援業務指導専門員、警備連絡員、栄養調理技術専門員等を配置している。

[参考]東村山市立東村山第三中学校萩山分校

校長(三中統括校長)1、副校長1、教員13、講師34、事務1

スクールカウンセラー1、スクールサポートスタッフ1、ALT1

(2) 組織



(注) () 内は組織別常勤職員定数

7 沿革

明治33 (1900) 年 3月	感化法が公布される。
同年 7月	東京市養育院に感化部が設立される (7月22日開校式)。
明治38 (1905) 年 7月	養育院感化部が北多摩郡武蔵野村 (現・武蔵野市吉祥寺) に移転し「井之頭学校」となる。
明治39 (1906) 年 4月	感化法に基づく代用感化院となる。
昭和 9 (1934) 年10月	少年教護法が施行 (感化法が廃止) され、同法に基づく認可施設となり、名称も東京市養育院井之頭学校となる。
昭和14 (1939) 年 4月	現在地に移転し、名称が東京市萩山実務学校となる。
昭和19 (1944) 年 3月	昭和18年7月都制施行により、養育院から東京都民生局に移管され名称が東京都立萩山実務学校となる。
昭和23 (1948) 年 1月	児童福祉法が施行 (少年教護法が廃止) され、同法による都立教護院となる。
— 昭和26年頃、戦後非行の第一のピーク —	
昭和35 (1960) 年11月	創立60周年記念行事
— 昭和39年頃、戦後非行の第二のピーク (バイク族、薬物等) —	
昭和47 (1972) 年 5月	児童寮で児童の生活指導を行う教護・教母の勤務の形態を夫婦制 (住み込み) から交替制 (通勤) へ転換する (定員108名、19か寮)。
昭和48 (1973) 年 ～昭和49 (1974) 年	児童寮、サービス棟、職員厚生棟、世帯用職員宿舎を改築する。
昭和50 (1975) 年 4月	管理棟、治療棟を改築する。
昭和53 (1978) 年 4月	学校棟、実習棟を改築する。
— 昭和58年頃、戦後非行の第三のピーク (校内暴力、低年齢化) —	
平成 3 (1991) 年度	中学3年生について、10月以降の受け入れを始める。
平成 4 (1992) 年 4月	中学卒業児童の受け入れを開始し、「高等部」学級、男子高年齢児寮 (けやき寮) を開設する。
平成 5 (1993) 年 4月	女子一般寮 (さくら寮) を開設する。
平成10 (1998) 年 4月	児童福祉法が改正され、同法による「児童自立支援施設」となる。
平成12 (2000) 年10月 ～12月	百周年記念行事を行う。

平成13(2001)年4月	公教育導入により施設内に東村山市立東村山第三中学校萩山分校が開設される。 小学部を廃止し、中学生以上の受け入れとなる。
平成15(2003)年4月	男子一般寮(第四寮)を閉鎖し、女子一般寮(かえで寮(現すみれ寮))を開設する。
平成16(2004)年3月	男子一般寮(第三寮)、女子一般寮(さくら寮)を増改築する。
平成17(2005)年3月	男子一般寮(第一寮、第二寮)を増改築する。
同年4月	退所児童の相談・援助を目的とした通所事業を開始する。
平成18(2006)年3月	新体育館が完成する。分校教員室を増築する。女子一般寮(かえで寮(現すみれ寮))、サービス棟(調理室)を増改築する。
平成20(2008)年3月	新プールが完成する(25m×8コース)。 男子一般寮(第四寮)を増改築する。
同年4月	男子一般寮(第四寮)を再開する。
平成25(2013)年3月	男子一般寮(第五寮、第六寮)、女子一般寮(かしわ寮)を新築する。 男子一般寮(第五寮)を開設する。
同年7月	男子一般寮(第六寮)、女子一般寮(かしわ寮)を開設する。
平成28(2016)年10月	福祉保健局長賞(業務改革部門)を受賞する。 受賞件名「スクールソーシャルワークの実践による福祉と教育の連携」
平成30(2018)年3月	全体改築工事着工
平成31(2019)年3月	サービス棟(調理室)、自活訓練・個別指導棟を改築する。
令和2(2020)年3月	女子一般寮(さくら寮、かえで寮(現すみれ寮))、男子高年齢児寮(けやき寮)を改築する。
令和3(2021)年4月	女子一般寮「かえで寮」を「すみれ寮」に改名する。
令和4(2022)年3月	男子一般寮(1寮、2寮、3寮、4寮)を改築する。(引越は6月)

8 施設規模

(1) 土地

建物敷地	運動場	耕作地	山林ほか	計
5,989 m ²	14,850 m ²	13,170 m ²	59,523 m ²	93,532 m ²

(2) 建物

	管理棟	校舎	百周年 記念館	体育館	児童寮	実習棟	治療棟	宿舎	サービス棟	その他	計
棟数	1	1	1	1	10	1	1	3	1	25	45
面積	397.66	1,287.42	148.76	767.37	2,436.35	306.49	160.20	754.06	363.90	1,203.30	7,825.51

※単位 m²

(3) 設備・工作物

	野球場	運動場	プール	ポンプ (給水・井水)
数量	1 面	1 面 (200mトラック)	1 面 (25m×8コース)	2 基

Ⅱ 萩山実務学校運営理念

萩山実務学校は、次の運営理念により、児童が安心して生活し、社会で自立できるよう児童の健全育成に努める。

運営理念

1 生活支援

萩山実務学校の豊かな自然環境の中で児童と職員がともに生活しながら、安全・安心を確保して児童の情緒の安定を図り、健やかな心身の育成に努める。なお、生活支援をすべての支援の基本と位置づける。

2 学科支援

児童の権利を尊重し、個性や能力に応じた教育を保障することによって、児童がさらなる可能性を追求できるよう支援に努める。

3 職業支援

児童の社会性と勤労意欲の向上に努め、地域社会で「自立して暮らしていく力」を伸ばすとともに、退所した後も選択した進路を継続できるよう支援に努める。

4 家庭支援

児童と保護者・家族とが育んできた絆を大切にし、関係調整や課題解決を図りながら、児童の家庭への復帰などに向けた支援に努める。

5 地域社会

児童や保護者などの意向を尊重した自立支援計画を踏まえ、各関係機関等との連携を深める。また、地域からも児童の自立支援や施設の運営に対し、理解や協力が得られるよう努める。

Ⅲ 事業の内容

1 萩山実務学校における支援

(1) 生活支援

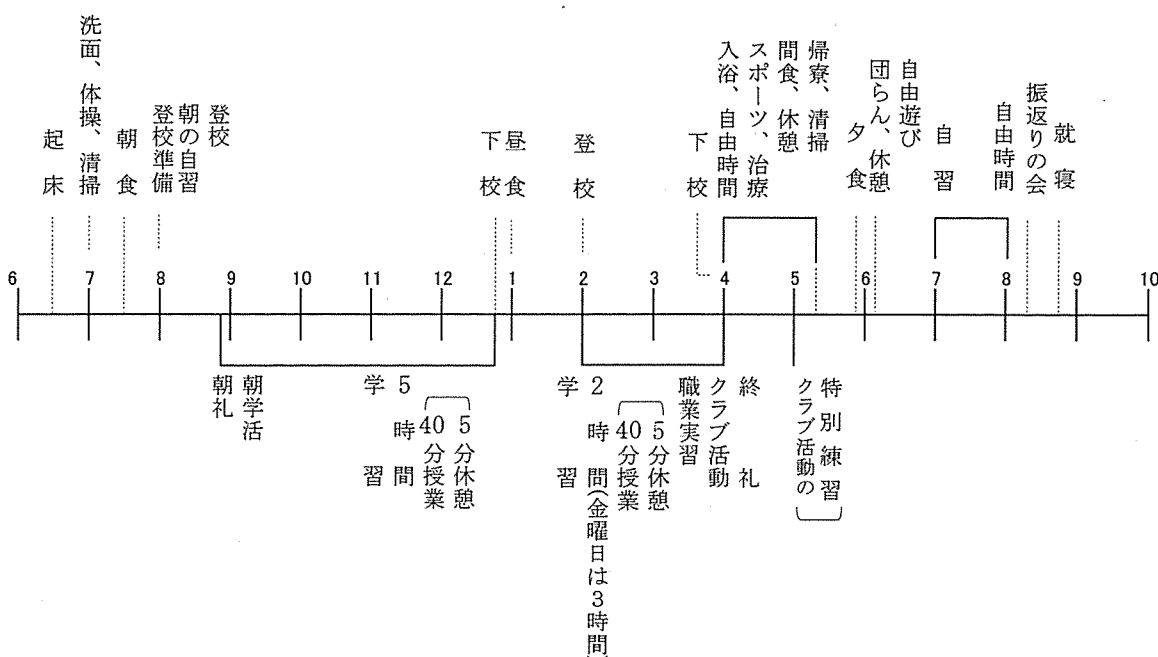
① 児童支援

男子 7 か寮（うち 1 か寮は高年齢児寮）、女子 3 か寮の計 10 か寮の生活寮で、健康的で温かな集団生活を通して、基本的な生活習慣やマナーが身につくように支援し、適切な人間関係が築けるよう働きかける。また、さまざまな活動を通して自分に自信が持てるように支援する。日常生活の中で発生する不適切な表現は、ていねいに振り返りを行い、児童の自己理解と成長につながるように支援している。

ア 寮での支援体制

各寮、男女の福祉職 5 名で交代勤務（早出、日勤、遅出、業務宿直）を行う。

イ 児童の生活日課



② 生活上のルール

児童に“子どもの権利ノート”が配付され、その趣旨を十分尊重した対応がされているが、児童の情緒的な安定を図るため、また児童を入所前のさまざまな非行環境から一時的に切り離すため、生活場面においては必要な行動の制限を行っている。無断外出の禁止や、友達との面会・通信の制限、私物の制限、男女交際の禁止などである。

③ 家族関係の調整

児童の多くは退所後家庭に復帰するため、定期的な家族の面会や手紙のやり取り、各々のケースに応じた計画的な一時帰宅訓練や外出の実施、時々行事での交流などを通して、家族関係の調整に努めている。

(2) 心身の育成

児童の情緒の育成及び体力づくりのため、次のような活動を分校と協力して行っている。

① クラブ活動

ア 全児童が野球部（男子）、サッカー部（男子）、剣道部（男子、女子）、
ブラスバンド部（女子）のいずれかのクラブ活動に参加

イ 季節により、選抜された児童が水泳部、陸上部、卓球部（男子）、バレーボール部（女子）
活動に参加

ウ 児童の希望を尊重した趣味のクラブ活動に、全児童が年度前半 5 回程度（土曜日の
午前）参加（令和 5 年度 男子土曜クラブ：ポートボール、卓球、ペーパークラブ
ト、将棋・オセロ、バドミントン、工作活動 女子土曜クラブ：運動クラブ、文化
活動クラブ）

② 各種行事 施設としての日常生活に加え、児童に生活の張り目標を持たせるために
毎月各種行事を実施している（年間行事表参照）。

(3) 職業支援

① 作業支援

体を動かす体験を通して、社会生活を送るのに必要な態度や行動、勤労の習慣等を身
につけさせる。具体的には中学生及び高等部児童を対象にした農場実習や中 3 児童への
木工実習、就職希望児童への施設内調理実習や施設外での職場実習などがある。

なお、農場実習と木工実習については分校と協力して行っている。

② 進路選択に向けての指導

自分の進路について、施設退所後の具体的な生活設計を早い時期から児童に働きかけ
て意識づけを行っている。全体での進路説明会や個別面接さらには社会適応講座などを
施設と分校が連携してきめ細かく行っている。

③ 義務教育終了児童の指導

中学校とは別に高等部を設け、義務教育終了児童を対象に、主に社会人として必要な
基礎学力や知識・技能等の習得を目標に独自のプログラムを組んでいる。

高等部の児童に対しては、社会人・職業人としての自覚と能力の養成を主眼とし、
施設内外の社会資源も活用して職場実習やボランティア活動を体験させている。

高年齢児寮においては高等部の児童の他に、高校や職場実習に通っている児童がおり、
個々の自立への多様なニーズに対応したさまざまな個別の支援を展開することにより、
自立の助長を図っている。

④ 退所後の指導

児童が施設退所後、新しい生活環境のもとで精神的・社会的に安定した生活ができる
よう、電話連絡や家庭訪問、高校等訪問などを通して、児童とつながりを保つように心
がけている。

(4) 福祉サービス第三者評価の活用

令和 4 年度の受審では、標準項目全てを満たしているとの評価を得た。

① 特に良いと思う点とされた評価

様々な課題や生きづらさを感じている児童に、職員はそれぞれの立場から暖かく関わ

り、回復に向かう支援に取り組んでいる。

食を通じて児童の自己肯定感を育むとともに、多様な取組みにより豊かな食生活を提供している。

児童が安心して生活できる環境を作っており、心身の状況を整えたり、丁寧に話を聞いてストレス軽減に努めている。

*今後も引き続き工夫を加えながら、継続した取組みを行っていく。

② さらなる改善が望まれる点とされた評価

他の施設では対応が難しい子どもを受け入れる役割を果たしていくため、運営に関する中長期的な計画が策定されることに期待したい。

児童相談所等の関係機関との連携をさらに進め、当施設を必要とする児童の利用につなげていくことに期待したい。

職員育成に向けた様々な取組みを継続的に実施し、支援に必要な考える力につなげていくことが期待される。

*組織として改善に向けた具体的な検討を行い、今後の施設運営に反映させていく。

(5) 苦情解決の取組み

平成 17 年 10 月に、入所児童等の権利を擁護するとともに、入所児童等の意見や苦情等への対応を開かれたものとし、入所児童等の自立支援やサービスの一層の向上を図ることを目的とし、苦情解決制度を発足させた。

苦情等の解決のために苦情解決責任者を置き、次の解決体制を組織し、また、苦情等の解決を社会的、客観的に妥当性を持つものとしていくために第三者委員を置くこととした。

【苦情等解決体制】

ア 苦情解決受付担当者 苦情申出人から意見、苦情等の受付

イ 苦情申出人の意見、苦情の内容及び意向確認

ウ 受け付けた意見、苦情等の苦情解決責任者（施設長）への報告

エ 意見、苦情等に対する調査、解決のための話し合い

オ 意見、苦情等の内容及び対応の経過と結果の記録

カ 施設長が委嘱した第三者委員（学識経験者、社会福祉施設関係者等から 3 名以内）に内容・対応結果を報告し、助言をいただく。

*令和 4 年度における苦情申出件数は 21 件であり、具体的な内容としては、職員の接遇や態度に関することや、他児への不満などであった。

(6) 食育の取組みなど

日々の食事を通し、児童の心身の健やかな成長や情緒の安定を図るとともに、正しい食生活の知識を身に付け、自立に向けて基本的な調理技術や栄養についての知識を習得させることに努めている。また、食事の楽しさを体験させるため、平成 17 年度から、調理職員が各児童寮において年間 2 回食材と機材類を持ち込み、児童の目の前で出来たての料理を提供する「出張調理」に取り組んでいる。メニューは児童の要望に基づき、これまでに、天ぷら、ステーキなどを提供し好評を得ている。特に、調理職員が握るお寿司が人気である。この他にも、児童一人一人の誕生日に、希望メニューを提供する「誕生日希望献立」を実施するなど、美味しく楽しめる食育に取り組んでいる。

(7) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症の対策として、令和2年4月に全五章からなる「新型コロナウイルス感染対応の手引き」を作成し、感染予防対策の徹底に努めるとともに、行事開催時には行事運営に沿った感染予防をその都度定め、さらなる感染予防に努めている。

また、インフルエンザ等の感染力が高まる冬季に向けて、毎年10月に児童・寮職員を対象とした医務室の看護師による手洗い指導を実施している。

(8) 通所事業

平成17年度から退所児童のアフターケア対策として通所事業を開始した。

定期的に施設に来てもらい、生活状況について児童から話を聴きアドバイスを行っている。令和4年度においては24名の児童を対象とし、退所後の生活の安定に効果があった。

2 萩山分校における学校教育

平成 13 年 4 月から、萩山実務学校内に『東村山市立東村山第三中学校萩山分校』が開設され、中学生には義務教育が実施されている。

(1) 教育目標

人権尊重の精神を基調とし、心身ともに健康で人間性豊かな生徒の育成を目指して、以下の目標を設定している。

- ・規律正しい生活ができる生徒
- ・日常生活に安心感をもつことができる生徒
- ・自分の将来の生活に展望をもつことができる生徒

(2) 教育活動

『施設内中学校』という認識と分校に在学する課題の多い生徒のために、以下の特色ある教育活動を実施している。

- ・国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、英語の各教科では、複数の指導者によるチームティーチングを行っている。
- ・豊かな心を育てることと将来の進路の実現のための努力する力を育てるために、「道徳の時間」と「学級活動の時間」を、年間を通して計画的に行っている。
- ・平成 22 年から、教育・福祉の連携により「自立支援科」の授業を新設し、義務教育実施以前から行っていた「農場実習」「木工実習」「クラブ活動」に「特別活動」を加えて、生徒の興味・関心を高める体験的、経験的な取り組みを行っている。

さらに、萩山実務学校と分校が実施する年間の行事を、その実施主体によって「施設行事」「協力施設行事」「学校施設共催行事」「協力学校行事」及び「学校行事」の 5 つに区分し、連携及び協力により行っている。

(3) 学級編成（学校生活上のグループ編成）

学 年	中学 1 年生	中学 2 年生	中学 3 年生	計
グループ数	1	3	4	8

(4) 進路状況

令和 4 年度卒業生	40 名
公立高校進学（全日・エンカレッジ）	23 名
私立高校進学（全日）	1 名
都立特別支援学校進学	3 名
定時制高校進学（夜間・チャレンジ）	5 名
広域通信制高等学校等（私立舎）	5 名
高等専門学校	0 名
就職	0 名
その他	3 名

3 年間行事等

(1) 主な年間行事（分校行事等も含む）（令和5年度予定）

月	主な行事等
4月	進級式、1学期始業式、スポーツテスト、身体測定、春季健康診断、萩山の自然に親しむ会
5月	寮外出、前籍校連絡会、心臓検診、血液検査、聴力検査、結核検診、眼科検診、耳鼻科検診、プール清掃
6月	定期考査、プール開き、保護者クラブ見学会、歯科検診、全校遠足（川原遊び）、関東少年野球大会
7月	林間教育前健康診断、破傷風予防接種、林間教育、出張調理、1学期終業式、サマースクール
8月	寮外出、夏祭り、ブラスバンド部第一回校内演奏会、関東少年水泳大会、2学期始業式、校内水泳記録会
9月	定期考査、プール納め、身体測定、3年生四者面談、秋季健康診断、MR予防接種、音楽鑑賞教室、運動会
10月	スポーツテスト、全校遠足、視力測定、三学園対抗野球大会、総合防災訓練、前籍校連絡会、関東女子バレーボール大会
11月	子供の碑慰霊祭、校内マラソン記録会、保護者クラブ見学会、定期考査、関東少年文化祭、インフルエンザ予防接種、3年生四者面談、音楽鑑賞教室
12月	収穫祭、ブラスバンド部第二回校内演奏会、クリスマス会、3年生四者面談、音楽鑑賞教室、2学期終業式、ウィンタースクール
1月	3学期始業式、模型飛行機飛翔記録会、百人一首を楽しむ会、萩山駅伝を楽しむ会、身体測定、3年生前籍校連絡会
2月	定期考査、都立高等学校入学者選抜
3月	修学旅行前検診、修学旅行、冬季自然体験、生活寮謝恩会、卒業式、修了式、スプリングスクール
月例行事	誕生祝（月1回月曜日）、土曜クラブ（5～9月、5回）、理髪、防災訓練
その他	中体連各大会、東村山市各種スポーツ大会、買物指導外出、麻疹予防接種随時、出張調理：前半（天ぷら、ステーキ等から選択）、後半（握り寿司）を寮ごとに順次実施

(2) 令和4年度に実施した主な行事（分校行事等も含む）

月	日	主な行事等
4	7	萩山の自然に親しむ会
5	19・20 26	前籍校連絡会 中学1年生入学式
6	1・2 5 7 15	定期考査 保護者参観（クラブ見学会） プール開き 全校遠足（川原遊び）
7	14～16 21～8/31	林間教育（福島県南会津町） サマースクール
8	16	夏祭り
9	5・6 10・11 25	定期考査 3年生四者面談 運動会
10	12 30	全校遠足 保護者参観日（クラブ見学会）
11	1 4 15・16 18	校内マラソン記録会 子供の碑慰霊祭 定期考査 総合防災訓練
12	4 9 23 26	3年生四者面談 収穫祭 クリスマス会（各寮） ウィンタースクール
1	11 13 18	模型飛行機飛翔記録会 百人一首を楽しむ会 萩山駅伝を楽しむ会（学校内）
2	21・22 24・27	都立高等学校入試選抜 定期考査
3	10・11 10 21 24 27～4/4	修学旅行 冬季自然体験 卒業式 修了式 スプリングスクール

(3) 令和4年度その他の活動

① 社会適応講座

第1回 令和4年7月21日から8月31日の期間中に実施
福祉基礎講座・車椅子体験、視聴覚障害体験

② 自立支援講座

9月11日	第1回自立支援講座	ジャズバンドコンサート
12月4日	第2回自立支援講座	ビブラフォン・ジャズコンサート
12月11日	第3回自立支援講座	声楽コンサート

③ ブラスバンド部訪問演奏

月日	訪問団体・演奏場所	会場
4月	楽器・パート編成換え 新曲練習	
5・6月	新曲練習・演奏会曲練習（以下毎月同様）	
7・8月	サマースクールレベルアップ練習	
8月16日	「夏祭り」校内定期演奏会	萩山百周年記念館
9月25日	運動会演奏（行事演奏）	グラウンド
11月4日	東京都「子どもの碑」慰霊祭式典演奏	小平霊園慰霊碑前
12月23日	第2回校内定期演奏会	
2月8日	卒業CD収録	萩山百周年記念館
3月21日	卒業式演奏会・卒業式典演奏	萩山体育館

4 実習生・研修生の受入れ

将来的な人材育成の観点から、平成28年度から都庁インターンシップの受入れを始めた。(令和2・3年度は中止) また、特別区に設置される児童相談所との円滑な連携を図っていくために、平成31年度から開設準備担当の職員の受入れを始めた。

令和4年度

	実習・研修(機関名)	期 間	人 数	主な実習内容
1	東京都新任児童相談所職員 施設実習 (東京都児童相談センター他)	R 4.10. 4 R 4.10. 6	19	課長以下、各部署担当者による講義の受講と、昼食時の生活寮での体験・観察実習を行う。
2	施設アセスメント研修 (都立児童相談所) (特別区児童相談所及び児童 相談所準備室)	第1回 R 4. 6. 23 第2回 R 4. 9. 15 第3回 R 4. 12. 1	25 24 24	施設見学、生活寮での昼食体験、担当課長代理の講義等により、施設の支援状況についてアセスメントして頂くことで、児童相談所職員の施設への理解を高める。
3	都庁インターンシップ	R 4. 9. 14 から R 4. 9. 16 まで	1	課長以下、各部署担当者による講義の受講と、昼食時の生活寮での体験・観察実習を行う。
4	ソーシャルワーク実習 (白梅学園大学) (東京家政大学) (武蔵野大学) (明星大学) (日本児童教育専門学校)	R 4. 8. 22 から R 4. 10. 7 まで	9	行動観察を中心とし、社会福祉士実習指導者の監修によるプログラムに沿った実習を行う。
計				102

5 見学者の状況

令和4年度

区分	団体数	人数	備考
家庭裁判所	2	17	司法修習生等
教育委員会	1	10	
子供家庭支援センター	2	44	
社会福祉施設等	1	6	
東京都(児相以外)	2	4	
民生委員等	3	124	
計	11	205	

IV 児童の状況（統計）

1 令和5年度

1-1 年度当初の在籍数

① 年齢別

令和5年4月1日現在

区分	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	18歳以上	計
人員		(3) 10	(4) 25	(2) 9					(9) 44
構成比 (%)		22.7	56.8	20.5					100.0

② 学年別

区分	中1	中2	中3	高1	高2	高3	定時制	各種学校 訓練校等	就職	その他の 中卒	計
人員		(3) 10	(4) 25	(2) 7						(0) 2	(9) 44
構成比 (%)		22.7	56.8	15.9						4.6	100.0

※ () 内は、女子再掲

※ 措置停止中を含む

2 令和4年度

2-1 児童相談所別・経路別入所数

令和4年度

区分	センター	北	品川	立川	杉並	江東	小平	八王子	足立	多摩	世田谷区	江戸川区	板橋区	計
一時保護	(8) 16	(0) 1	(2) 7	(1) 5	(2) 3	(0) 6	(1) 7	(2) 5	(1) 7	(0) 3	(0) 1	(1) 3	(1) 4	(19) 68
家裁審判	(0) 2		(0) 1					(0) 3	(1) 4					(1) 10
その他														(0) 0
計	(8) 18	(0) 1	(2) 8	(1) 5	(2) 3	(0) 6	(1) 7	(2) 8	(2) 11	(0) 3	(0) 1	(1) 3	(1) 4	(20) 78
措置変更	(0) 2		(0) 2			(0) 1						(0) 1	(0) 1	(0) 7

※ () 内は、女子再掲

2-2 月別・学年別入退所数

令和4年度

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
初 日 在 籍	中1年		(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 2	(0) 3	(0) 4	(0) 5	(1) 6	(1) 6	(2) 7	(3) 9	
	中2年	(2) 10	(2) 10	(2) 11	(3) 15	(4) 16	(4) 17	(4) 17	(4) 19	(4) 20	(4) 22	(4) 25	(4) 25	
	中3年	(7) 30	(8) 33	(10) 36	(11) 37	(13) 39	(13) 39	(13) 40	(13) 40	(13) 41	(12) 40	(12) 39	(12) 40	
	中卒	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
	計	(9) 41	(10) 44	(12) 48	(14) 53	(17) 57	(17) 59	(17) 61	(17) 64	(18) 67	(17) 68	(18) 71	(19) 74	
入 所	中1年	(0) 1			(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(1) 1		(1) 1	(1) 2	(0) 1	(3) 10
	中2年		(0) 1	(1) 4	(1) 1	(0) 1		(0) 2	(0) 1	(0) 2	(0) 4		(1) 3	(3) 19
	中3年	(1) 3	(2) 3	(1) 2	(2) 2		(1) 2		(0) 1			(0) 1		(7) 14
	中卒													
	計	(1) 4	(2) 4	(2) 6	(2) 4	(0) 2	(1) 3	(0) 3	(1) 3	(0) 2	(1) 5	(1) 3	(1) 4	(13) 43
退 所 (解 除)	中1年													
	中2年										(0) 1		(1) 3	(1) 4
	中3年			(0) 1			(0) 1			(1) 1	(0) 1		(10) 31	(11) 35
	中卒	(0) 1												(0) 1
	計	(0) 1		(0) 1			(0) 1			(1) 1	(0) 2		(11) 34	(12) 40

※ () 内は、女子再掲

2-3 入所時の保護者の状況

令和4年度

区分	実父 母	実父の み	実母の み	実父と 継母	実母と 継父	養父 母	祖 父 母	伯 叔 父 母 等	保 護 者 な し	計
人員	23	7	39	2	10	3				84
構成比 (%)	27.4	8.3	46.4	2.4	11.9	3.6				100.0

※人員には中途退所数を含む

2-4 ピーク時の在籍数

① 年齢別

令和5年3月1日現在

区分	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	18歳 以上	計
人員			(3) 12	(5) 26	(11) 36					(19) 74
構成比 (%)			16.2	35.1	48.7					100.0

② 学年別

区分	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	各種学校 訓練校等	就職	その他 の中卒	計
人員		(3) 9	(4) 25	(12) 40							(19) 74
構成比 (%)		12.2	33.8	54.0							100.0

平成13年度から小学部を廃止

※()内は、女子再掲

2-5 月別無断外出数

令和4年度

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	1							1					2
人数 (延べ)	(1) 1							(0) 1					(1) 2

※()内は、女子再掲

2-6 退所（措置解除）の理由

令和4年度

区分	自立支援達成											自立支援未達成					計			
	家庭					児童養護施設		自活		精神障害者グループホーム	提携型グループホーム	小計	他施設	家庭引取り	行方不明	その他		小計		
	就職	就職・定時制	定時制高校	全日制・全寮制	各種学校訓練校	各種学校訓練校	高等学校	中学校	住み込み就職										自立援助ホーム	
人員			(2) 2	(2) 22	(3) 4	(1) 2		(2) 2	(0) 1		(1) 1	(0) 1		(11) 35	(0) 1	(0) 3		(1) 1	(1) 5	(12) 40
構成比 (%)			5.0	55.0	10.0	5.0		5.0	2.5		2.5	2.5		87.5	2.5	7.5		2.5	12.5	100.0

※（ ）内は、女子再掲

2-7 中学卒業児童の進路

令和4年度

進路	就職	就職して定時制高校	高校進学				職業能力開発センター 専門学校	特別支援学校 高等部	その他	計
			全日制		定時制 三部制	通信制				
			全 通学制	寮 全寮制						
家庭引取			(2) 17	(0) 2	(2) 2	(3) 3		(0) 2	(0) 2	(7) 28
寮・住込み										
児童養護施設			(1) 2		(3) 3			(1) 1		(5) 6
本校から			(0) 3		(0) 1				(0) 2	(0) 6
計			(3) 22	(0) 2	(5) 6	(3) 3		(1) 3	(0) 4	(12) 40

※（ ）内は、女子再掲

2-8 通院の状況

令和4年度（延べ件数及び人数）

科別	月													合計	人数
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
内科・小児科	5	3	9	13	4	5	5	8	4	2	3	5	66	23	
小児科（精）	1	2	0	2	1	1	1	3	2	2	3	2	20	4	
外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	
整形外科	3	4	4	4	4	16	3	1	3	4	8	1	55	10	
皮膚科	19	17	16	16	17	21	15	29	24	27	25	24	250	31	
眼科	6	5	5	3	0	0	6	0	2	2	1	2	32	21	
耳鼻咽喉科	6	0	2	3	0	3	5	9	6	8	7	23	72	23	
歯科	6	4	12	11	19	12	14	9	12	8	14	13	134	32	
婦人科	0	0	1	2	2	2	2	2	5	0	1	0	17	5	
精神科	23	23	25	25	35	31	33	33	24	31	26	42	351	33	
形成外科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
泌尿器科	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
脳外科	0	0	0	0	2	3	1	1	1	1	2	2	13	2	
肛門科	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	
その他	0	2	1	5	4	4	1	3	12	3	1	0	36	22	
合計	70	60	75	84	88	98	86	98	96	88	93	114	1050	208	

※「小児科(精)」は小児科において精神科薬を処方された人数
 ※「その他」は救急外来、消火器内科、腎臓内科等

3 年度別

3-1 入退所数

区分	年度										
	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
入 所	(4) 29	(12) 60	(9) 42	(13) 43	(10) 43	(9) 38	(6) 31	(10) 37	(6) 34	(14) 43	(13) 43
うち 家裁経由	(0) 2	(1) 10	(3) 6	(0) 5	(0) 6	(3) 5	(0) 1	(1) 3	(0) 7	(1) 6	(1) 4
退 所	(1) 34	(7) 35	(11) 54	(13) 49	(13) 43	(6) 34	(8) 43	(10) 39	(7) 32	(9) 39	(12) 40

※ () 内は、女子再掲

3-2 月別在籍数

各月 1 日現在

月	年度										
	24	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
4 月	(6) 39	(4) 31	(10) 59	(8) 47	(8) 42	(5) 42	(8) 48	(5) 37	(5) 35	(4) 37	(9) 49
5 月	(6) 29	(7) 41	(5) 35	(10) 59	(10) 53	(6) 44	(9) 50	(6) 39	(7) 40	(5) 42	(10) 44
6 月	(4) 31	(7) 44	(6) 38	(10) 61	(12) 60	(6) 48	(10) 53	(7) 43	(8) 45	(6) 46	(12) 48
7 月	(5) 32	(8) 48	(8) 43	(10) 62	(15) 66	(8) 52	(10) 54	(8) 44	(9) 51	(8) 49	(14) 53
8 月	(6) 36	(8) 47	(10) 49	(11) 65	(15) 68	(9) 55	(11) 56	(9) 47	(9) 53	(9) 50	(17) 57
9 月	(7) 37	(9) 49	(10) 52	(11) 68	(16) 70	(10) 58	(12) 58	(11) 51	(10) 54	(10) 51	(17) 59
10 月	(7) 39	(9) 52	(12) 59	(11) 72	(18) 74	(10) 60	(11) 58	(13) 54	(10) 54	(11) 55	(17) 61
11 月	(8) 40	(9) 53	(13) 66	(11) 72	(19) 76	(10) 62	(10) 58	(13) 55	(10) 56	(12) 56	(17) 64
12 月	(9) 42	(10) 55	(14) 72	(11) 73	(20) 78	(11) 66	(11) 60	(13) 55	(10) 59	(13) 59	(18) 67
1 月	(10) 47	(10) 57	(14) 76	(11) 76	(20) 79	(11) 65	(11) 59	(13) 57	(10) 60	(14) 60	(17) 68
2 月	(11) 54	(9) 57	(15) 79	(13) 81	(21) 82	(12) 68	(11) 62	(13) 59	(9) 60	(15) 63	(18) 71
3 月	(11) 54	(9) 59	(16) 86	(15) 86	(21) 85	(11) 67	(11) 61	(13) 60	(9) 59	(15) 67	(19) 74
ピーク時	(11) 54	(9) 59	(16) 86	(15) 86	(21) 85	(12) 68	(11) 62	(13) 60	(10) 60	(15) 67	(19) 74
(参考) 児童定員	(28) 98	(28) 98	(28) 100	(36) 120	(36) 120	(36) 120	(36) 120	(36) 120	(36) 120	(36) 120	(36) 120

※ () 内は、女子再掲

3-3 学年別在籍数

各年度3月1日現在

区分	25	26	27	28	29	30	31	2	3	4
小学生										
中1	(0) 10	(1) 11	(3) 10	(3) 14	(1) 9	(2) 8	(2) 10	(1) 9	(2) 9	(3) 9
中2	(11) 40	(3) 24	(7) 29	(3) 21	(5) 29	(4) 22	(3) 18	(3) 24	(6) 30	(4) 25
中3	(5) 30	(11) 49	(11) 41	(12) 42	(5) 23	(5) 30	(9) 30	(5) 23	(7) 28	(12) 40
高1	(0) 1		(0) 1	(0) 1	(0) 1		(0) 1			
高2				(0) 3						
高3										
高4 (定)										
各種 学校										
就職										
その他 中	(0) 5	(0) 2	(0) 4	(0) 4	(0) 5	(0) 1	(0) 1	(0) 3	(0) 0	(0) 0
計	(16) 86	(15) 86	(21) 85	(18) 85	(11) 67	(11) 61	(14) 60	(9) 59	(15) 67	(19) 74

※ () 内は、女子再掲

3-4 措置解除時の在籍期間

区分	25 (構成比%)	26 (構成比%)	27 (構成比%)	28 (構成比%)	29 (構成比%)	30 (構成比%)	31 (構成比%)	2 (構成比%)	3 (構成比%)	4 (構成比%)
6月未満	1 (2.9)	1 (1.9)	1 (2.0)	1 (2.3)	2 (5.9)	4 (9.3)	4 (10.2)	1 (3.1)	2 (5.1)	3 (7.5)
0.6~1	9 (25.7)	12 (22.2)	21 (42.9)	14 (31.8)	8 (23.5)	9 (20.9)	9 (23.1)	11 (34.4)	13 (33.3)	11 (27.5)
1.1~2	21 (60.0)	38 (70.3)	16 (32.7)	20 (45.5)	16 (47.1)	21 (48.9)	18 (46.2)	16 (50.0)	18 (46.2)	19 (47.5)
2.1~3	4 (11.4)	3 (5.6)	11 (22.4)	9 (20.4)	7 (20.6)	8 (18.6)	7 (17.9)	3 (9.4)	6 (15.4)	7 (17.5)
3.1~4					1 (2.9)	1 (2.3)	1 (2.6)	1 (3.1)		
4.1~5										
5年以上										
計	35 (100)	54 (100)	49 (100)	44 (100)	34 (100)	43 (100)	39 (100)	32 (100)	39 (100)	40 (100)

※「在籍期間」は、入所から解除になるまでの期間であり、措置停止の期間を含む。従って、実際の在籍期間は、表よりも短い。

V 職員の人材育成

1 人材育成の取組

自立支援課では、年度当初から新規・転入職員に対する職場内研修の充実を図るなど、自立支援体制の一層の強化を行った。併せて、児童支援の中核を担う職員は、リーダー育成の観点から講師の役割を担うことで、さらなる資質向上を図った。

2 令和4年度の重点事項

(1) 専門性の向上

- ・業務を円滑に遂行するため、職務の基礎知識や支援技術の習得を図る。
- ・実践的・体験的な研修を行うことで実務能力の向上を図り、困難事例への対応力を高める。

(2) リーダーの育成

- ・研修受講と併せて、高い専門性を持った職員が新規・転入職員に対し、実践的で効果的な講義等を行うことにより、リーダーとしての資質向上を図る。

(3) 組織力の強化

- ・緊急性・必要性の高いテーマを設定し、職員個々の専門性の向上に加え、効果的・効率的な組織運営や適切なマネジメントについて学習する。
- ・研修を通じて職員個人の能力開発意欲を喚起し、日々の業務やOJTに効果的に反映させていく。

3 研修体系

(1) 全国児童自立支援施設職員研修

(事務局) 国立武蔵野学院附属人材育成センター

児童自立支援事業に対する認識を深め、職員としての専門知識を習得し、職務遂行能力及び自己啓発意欲を高めた。

① 新任職員研修(短期)

国立児童自立支援施設における実習を通して、基本的な支援の方法を学んだ。

② 専門員等テーマ別研修

子供の権利擁護、障害等を抱える子供の対応、女子児童への専門的支援等について、実務に役立つ理論と技法を学んだ。

③ スーパーバイザー研修

指導的役割の職員を対象に、子供の自立支援を展開・強化するために、ケアマネジメントの具体的手法とスーパービジョンの重要性を学んだ。

(2) 関東児童自立支援施設協議会職員研修

業務別の研修をとおして、職員の資質向上を図るとともに、入所児童の理解を深め、福祉の向上を図った。

(3) 少年院等交流研修

矯正教育を行う施設での研修によって、児童の非行に関する見識を深め、司法と福祉を担う関係機関の連携を図った。(厚生労働省子ども家庭部家庭福祉課主催：令和2・3・4年度は中止)

(4) 人材育成研修

① 新規・転入職員研修 ※異動(新規・転入)があった場合に実施

定期人事異動の機を捉え、新規・転入・派遣職員に対して約3日間の研修期間を設け、入所児童の特徴や自立支援事業の内容について講義や演習を行った。講師は主に各課長代理が担当するが、一般職の職員も研修講師を体験することで相互のスキルアップを図った。また、実務経験の進捗に合わせて、四半期ごとの継続研修を実施した。

② 権利擁護・支援力向上研修

講師を招き、または教材等を活用して、児童自立支援事業に関する先駆的な取組や専門性の高い実践、児童の権利擁護の充実について学んだ。

③ 機関連携合同学習会

児童自立支援施設以外の関係機関等と学び合いの機会を設け、新たな支援技術の創出の材料としている。

④ 自立支援課学習会

業務経験3年未満の若手職員が、自主的に自らの支援上の課題や困難事例をテーマに、課題解決の方法や技術について相互に学びあい、支援力の向上を図った。

⑤ 心理10分間講座

カウンセリングスキルや生活場面アセスメント等について、心理療法担当職員の企画立案による学習会を年間10回実施した。

(5) 令和4年度 研修実績一覧

人材育成 研修実績一覧

① 職場外研修 (ただし、東京都が実施している研修への参加は除く)

	研修期間	研修名	人数	備考
①	4/6/21 ～6/23	全国児童自立支援施設協議会 新任職員研修短期実習コース	2	厚生労働省子ども家庭局主催
②	4/8/23 ～8/26	全国児童自立支援施設協議会 スーパーバイザー研修	1	厚生労働省子ども家庭局主催
③	4/9/12	関東児童自立支援施設協議会 児童自立支援専門員研究会	1	関東児童自立支援施設協議会主催
④	4/11/18	関東児童自立支援施設協議会 年長児部会研修会	1	関東児童自立支援施設協議会主催
⑤	4/12/6 ～12/8	全国児童自立支援施設協議会 中堅職員研修コース	1	厚生労働省子ども家庭局主催

②権利擁護研修

	研修日	研修内容	備考
①	5/1/18 ～ 5/2/17	第二回セルフスーパービジョン 「子供の権利ノート説明ハンドブック」による子供の権利の理解 方 法：資料の熟読とアンケートの実施 ねらい：すべてのケアワーカーが「子供の権利」を理解して子供に丁寧な説明ができるようになること	自立支援課職員は悉皆
②	5/2/22	研修支援内容検討委員会 権利擁護・合同学習会 講 師：東京都石神井学園 権利擁護委員会（8名） 内 容：児童養護施設の権利擁護の取組を学び相互にその向上を図る。	30名参加

③支援力向上研修

	研修日	研修内容	備考
①	5/1/18 ～ 5/2/17	第一回セルフスーパービジョン 「トラウマインフォームドケア研修」 方 法：講義動画の視聴とアンケートの実施 ①「トラウマインフォームドケアの考え方」(60分) ②「トラウマインフォームドケアの実際」(60分) ねらい：すべてのケアワーカーがトラウマのメガネを持って発達や愛着形成に課題のある児童への理解を高めて支援力を向上させること	自立支援課職員は悉皆
②	4/8/17 ～ 4/8/26	第三者評価利用者調査結果アンケートによる支援課題の抽出と改善 方 法：利用者調査結果の歴年変化と支援のポイントを示したアンケートを実施し、子供と大人の回答結果に 20 ポイント以上の差が見られる項目と「いいえ」が 20 ポイント以上の項目を抽出し、考察を加えて第 3 回支援内容検討委員会(令和 4 年 11 月 8 日実施)に提示し、対策を示した。 ねらい：利用者ニーズの変化を読み取り、支援の改善に活かしていく。	自立支援課職員は悉皆
③	5/2/20	グループセルフスーパービジョン CARE 研修 講 師：東京都児童相談センター 治療指導科長 小平 かやの 氏 医長 佐藤 政子 氏 心理士 石丸 祐貴子 氏 内 容：業務歴 10 年未満の職員を対象としたワークショップ	17名参加

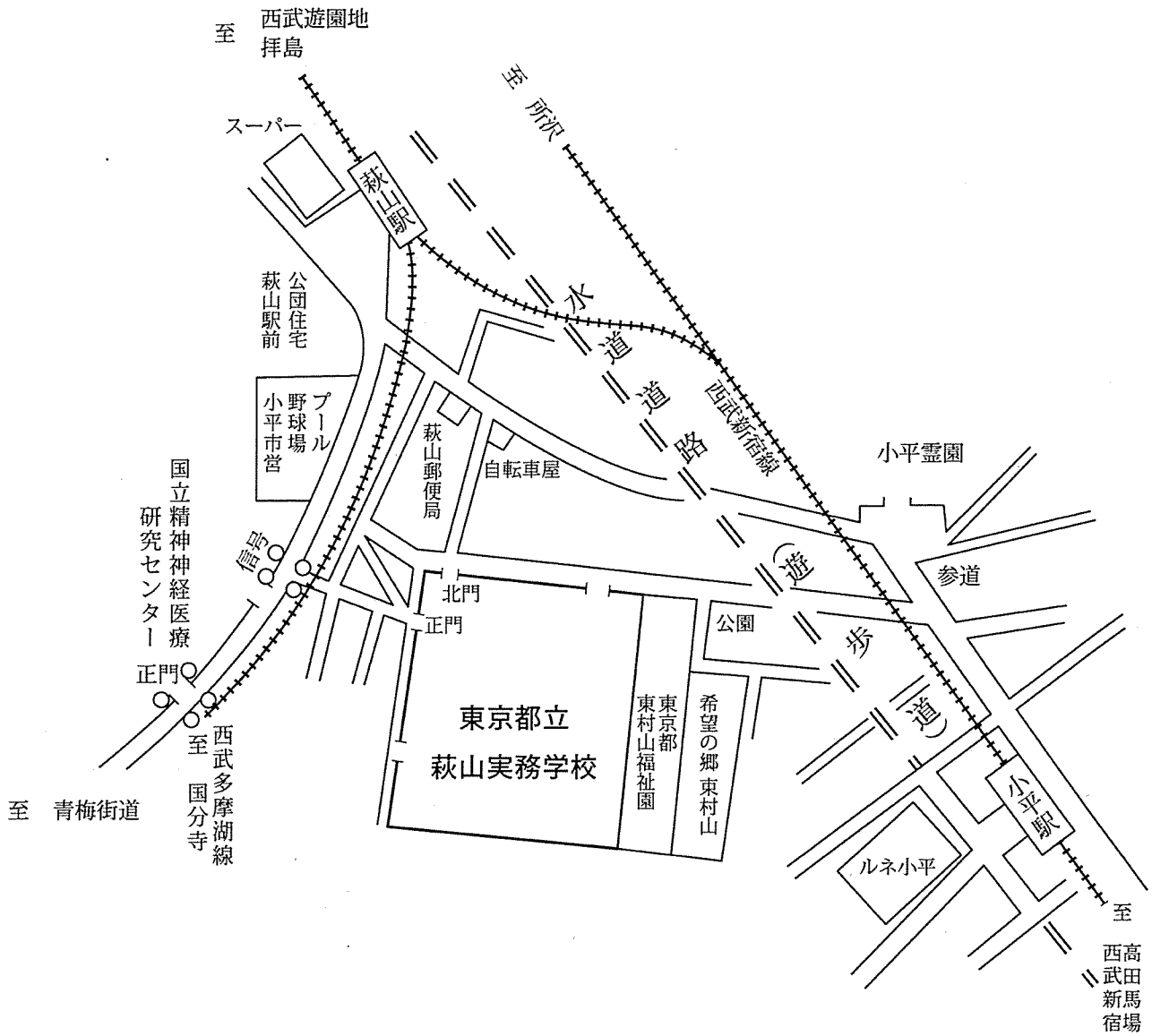
④自立支援課学習会

	開催日	学習テーマ	備考
①	4/5/13	『子供への指導のポイント』	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者は生活担当全職員とする。 ・転入職員を含めた業務歴3年未満の職員が担当する。 ・担当者が各回のテーマを設定し当日の司会及び進行を行う。 ・時間は概ね14:45からの30分間とする。 ・年間計画及び実施回数は8回とする。
②	4/6/17	『他責的、被害的でイライラしやすい児童への対応について』	
③	4/7/8	『思いやり、気遣いを育むための支援』	
④	4/9/16	『支援において引くところ、引かないところ』	
⑤	4/10/21	『職員間で引継ぎを行う際に気をつけていること』	
⑥	4/11/24	『落ちつかない児童の対応』	
⑦	4/12/16	『支援をする上での子供への伝え方』	
⑧	5/1/20	『職員として子供にどのような人になって欲しいか』	

⑤心理 10 分間講座

	開催日	生活場面アセスメント・トラウマメガネ編・交流分析	備考
①	4/5/10	事例検討(トラウマメガネ編-1) : 中3男子 入所主訴: 施設不調・窃盗	<ul style="list-style-type: none"> ・職員朝会Ⅱ部後に、心理療法担当職員による10分程度の講義によるワークを実施し、職員のアセスメント力の向上を支援している。 ・各セッション後に職員アンケートを実施して次の参考としている。
②	4/5/17	事例検討(トラウマメガネ編-2) : 中3男子 入所主訴: 施設不調(粗暴)	
③	4/6/29	事例検討(トラウマメガネ編-3) : 中3女子 入所主訴: 性的被害	
④	4/7/12	事例検討(トラウマメガネ編-4-①) : 中3男子 入所主訴: 家出	
⑤	4/9/29	交流分析編 : 自己理解	
⑥	4/11/2	交流分析編 : 自己理解	
⑦	4/11/11	交流分析編 : 自己理解	
⑧	5/1/19	交流分析編 : 自己理解	
⑨	5/2/7	交流分析編 : 交流モデルについて	
⑩	5/3/9	交流分析編 : 交流モデルについて	

案内図



●交通機関

西武拝島線・多摩湖線	萩山駅	下車徒歩	5分
西武新宿線	小平駅	下車徒歩	15分